

「パートナーシップ構築宣言」

当協会は、サプライチェーンの取引先の皆さまや価値創造を図る事業者の皆さまとの連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援等）

信用金庫のネットワークと本会が実施する中小企業支援業務（国や東京都の委託・補助事業等）を通じて、地域企業のイノベーションや事業承継をはじめとする事業活動上の様々な課題解決支援に取り組めます。

b. IT 実装支援

本会が実施する中小企業支援業務（国や東京都の委託・補助事業等）を通じて、信用金庫と共に地域企業の効果的な IT 実装支援に取り組めます。

c. グリーン化の取組

本会が実施する中小企業支援業務（国や東京都の委託・補助事業等）を通じて、信用金庫と共に地域企業の脱・低炭素化支援に取り組めます。

2. 「振興基準」の遵守

委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、中小受託事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

平請代金は、取引における適正な支払期日までに振込等により支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、中小受託事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当協会は、会員信用金庫や国、東京都の委託・補助事業等を通じ、地域企業の課題解決支援や地域の発展に向け、独自の取り組みを実施しています。これからも、当協会は金融・非金融の両面から多様な価値の提供に努めてまいります。

2026年3月4日

一般社団法人東京都信用金庫協会 会長 八木 敏郎